

2025年4月1日

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

ニッセイ・ウェルス生命 『指定通貨建特別終身保険』を改定し、販売開始

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（代表取締役社長：舘 誠一、以下「ニッセイ・ウェルス生命」）は、ご家族のために資産をふやしてのこすことができ、さらに認知症・介護のためにそなえることができる終身保険『指定通貨建特別終身保険』の「介護保障なし」プランの商品改定を行い、2025年4月1日より販売を開始いたしました。

■該当商品（五十音順）

- ・ 一時払介護終身保険
- ・ NK介護セレクト 告知コース・無告知コース
- ・ エムソリューションIV 終身保険型 告知コース・無告知コース
- ・ ニッセイ・ウェルスえらべる介護終身保険<円建/外貨建> 告知コース・無告知コース
- ・ 終身保険プレミアム（円建/米ドル建/豪ドル建） 告知コース・無告知コース
- ・ そなえて安心介護プラス 告知コース・無告知コース
- ・ 晴々人生 告知コース・無告知コース
- ・ 夢ふくらむ終身 告知コース・無告知コース

※正式名称

告知コース：指定通貨建終身保険

無告知コース：（介護保障あり）指定通貨建特別終身保険／（介護保障なし）指定通貨建特別終身保険（25）

【商品改定の主なポイント】

『指定通貨建特別終身保険』のうち「介護保障なし」プランを選択した場合に、主に次の3点が改定されました。

Point 1：第1保険期間の拡大

第1保険期間に10年を追加しました。

	改定後	改定前
第1保険期間	2年、5年、 10年	2年、5年

Point 2 : 契約年齢の拡大

契約年齢を40歳まで引き下げました。

第1保険期間	改定後	改定前
2年、5年	<u>40歳</u> ～90歳	50歳～90歳
10年	<u>40歳</u> ～ <u>75歳</u>	—

Point 3 : 最高保険金額の引き上げ

最高保険金額を20億円に引き上げました。

	改定後	改定前
最高保険金額	<u>20億円</u>	18億円

※ニッセイ・ウェルス生命で、今回お申込みと同一被保険者が加入した他の保険契約の死亡保険金額等がある場合、通算されます。

なお、販売会社の取扱商品によっては、選択できる第1保険期間等が異なる場合があります。

今回の改定対象となる上記該当商品の概要については別紙をご覧ください。

ニッセイ・ウェルス生命は、これからも多様化するお客さまのニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスを提供してまいります。

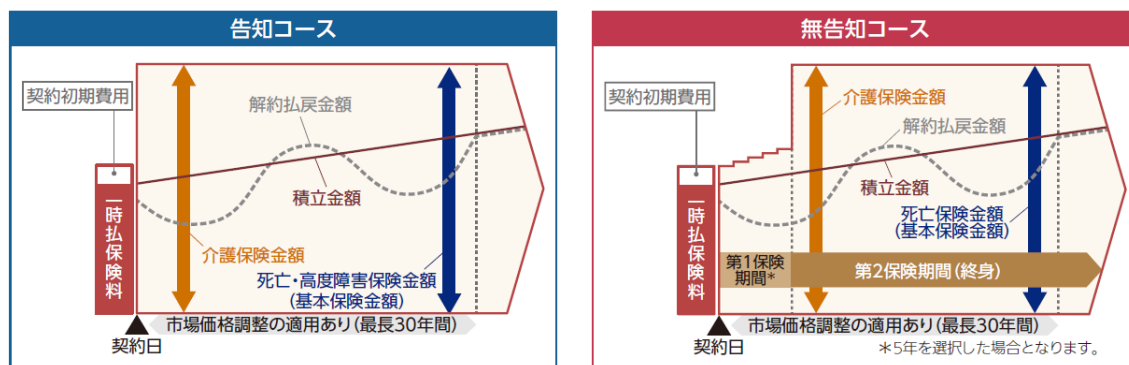
商品の特徴

1. 商品の特徴としくみ

特徴	告知コース	<ul style="list-style-type: none"> 健康状態について、告知または医師の診査が必要となります。 ご契約からすぐに、一時払保険料を上回る死亡保障を確保できます。
	無告知コース	<ul style="list-style-type: none"> 健康状態の告知なしで、ご加入いただけます。 ※被保険者が入院中の場合など、ご加入いただけない場合があります。 第1保険期間経過後に死亡保障が大きく増加します。 【選択できる第1保険期間】介護保障なし：2年、5年、10年 介護保障あり：3年、5年

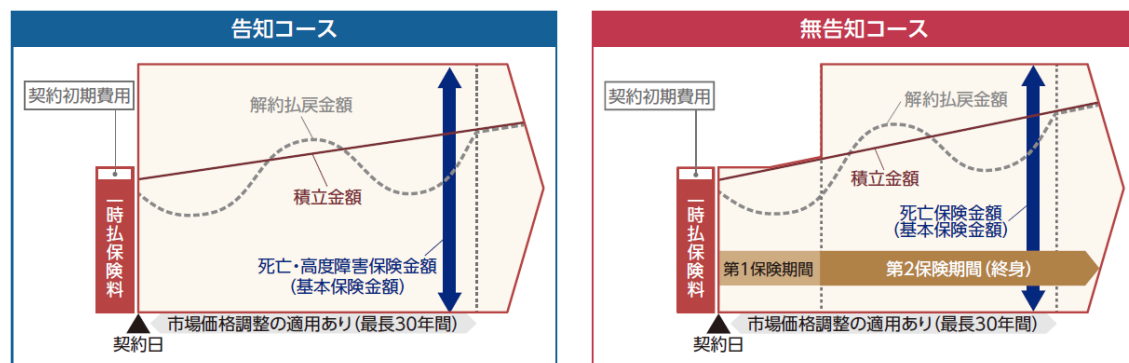
【しくみ図】※しくみ図は、商品性を簡略したイメージ図です。

■介護保障あり（介護保障割合 100%）を選択した場合



※介護保証割合 100%の場合、介護保険金をお受け取り後、ご契約は消滅し、以後の保障はありません。

■介護保障なしを選択した場合



2. 商品の概要と主な取扱規程

商品の概要

		告知コース	無告知コース
主な保障内容	死亡保険金	被保険者が保険期間中に亡くなられた場合にお支払いします。	
	高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、ニッセイ・ウェルス生命所定の高度障害状態になられた場合にお支払いします。	取扱いはありません。
	介護保険金(介護保障ありの場合)	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき ^{*1} 、またはニッセイ・ウェルス生命所定の認知症による状態に該当されたときにお支払いします。	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき、またはニッセイ・ウェルス生命所定の認知症による状態に該当されたとき(第2保険期間中)にお支払いします。
付加できる主な特約・特則 ^{*2}		<ul style="list-style-type: none"> ・認知症・介護保険金特則 ・リビング・ニーズ特約 ・円支払特約Ⅱ ・年金支払特約 ・年金移行特約 ・円建終身保険移行特約Ⅱ ・保険契約者代理特約 ・指定代理請求特約 ・保険料円入金特約 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症・介護保障特則

^{*1} 公的介護保険制度の要介護認定を受けていなくても、ニッセイ・ウェルス生命所定の要介護状態になられた場合はお支払いの対象となる場合があります。

^{*2} 指定通貨や介護保障の有無によって、付加できない特約・特則があります。

主な取扱規程

指定通貨	米ドル・豪ドル・円	契約年齢範囲 ^{*1}	40歳～90歳(被保険者の満年齢)	最高保険金額 ^{*3}	告知コース	10億円
最低一時払保険料	米ドル・豪ドル:30,000米(豪)ドル ^{*2} 、円:300万円			無告知コース	介護保障なし:20億円 介護保障あり:18億円	
保険期間	終身	解約払戻金	あり(市場価格調整適用)		配当金	なし

※介護保険金額は3億円を超えることはできません。

^{*1} 選択したコース・第1保険期間によって契約年齢範囲が異なる場合があります。 ^{*2} 保険料円入金特約を付加する場合は300万円

^{*3} 円換算にあたっては、契約日が属する年度のニッセイ・ウェルス生命が定める通算為替レートを我们用います。

この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

3. リスクと費用について

市場リスク・為替リスクについて

- この保険は解約等の場合に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、解約払戻金額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 指定通貨が外国通貨の場合、為替相場の変動により、保険金等の受取時円換算額が、一時払保険料や保険金等のご契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、ご契約時の費用、保険期間中の費用の合計額です。また、外国通貨のお取扱いに必要な費用や特定のご契約者にご負担いただく費用がかかる場合があります。

【ご契約時の費用】

ご契約の締結等にかかる費用(契約初期費用)として、一時払保険料から次の金額を控除します。

告知コース	米ドル・豪ドル	一時払保険料の5.7%～6.5%	無告知コース	米ドル・豪ドル	一時払保険料の6.5%
	円	一時払保険料の2.0%		円	一時払保険料の2.0%

【保険期間中の費用】

死亡保障や高度障害保障^{*}に必要な費用を毎月積立金から控除します。また、介護保障ありの場合は、上記に加え、介護保障に必要な費用を控除します。これらの費用は、契約年齢、性別、経過期間等により異なりますので、一律には記載できません。

^{*}無告知コースの場合、高度障害保障はありません。

なお、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に次の費用を差し引いています。



告知コース : ご契約の締結や維持に必要な費用 **無告知コース** : ご契約の締結や維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用

【外国通貨のお取扱いに必要な費用】

- 外国通貨と円貨を交換する次の場合、適用される為替レートとTTM(対顧客電信仲値)^{*}との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

【外国通貨のお取扱いに必要となる費用】

- 外国通貨と円貨を交換する次の場合、適用される為替レートとTTM（対顧客電信仲値）*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

指定通貨	適用為替レート	
 米ドル	保険料を円貨で払込む場合 [保険料円入金特約]	TTM + 50 銭
 豪ドル	死亡保険金、介護保険金等を円貨で受け取る場合 [円支払特約Ⅱ]	TTM - 50 銭
	円建の年金で受け取る場合 [年金支払特約] [年金移行特約]	
	円建終身保険に移行する場合 [円建終身保険移行特約Ⅱ]	

* TTM（対顧客電信仲値）は、ニッセイ・ウェルス生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記為替レートは、2025年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

- 一時払保険料を外貨にてお払込みになる際、および保険金等を外貨でお受け取りになる際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。くわしくは、取扱金融機関にご確認ください。

【特定のご契約者にご負担いただく費用】

- 年金移行特約による年金への移行後は、移行日の解約払戻金を特約積立金額として、費用等を控除したニッセイ・ウェルス生命の定める率により運用します。また、毎年の年金受取日に年金管理費として特約積立金から年金額の1%を上限に控除します。年金管理費は、年金受取開始時に定まり、年金受取期間を通じて適用されます。
- 円建終身保険移行特約Ⅱによる円建終身保険への移行後および年金支払特約による年金受取期間中は、費用等を控除したニッセイ・ウェルス生命の定める率により運用します。

※販売会社の取扱商品によっては、契約年齢範囲、最低一時払保険料、選択できる介護保障割合や第1保険期間等が異なる場合があります。

本ニュースリリースは報道機関向けに作成した資料です。したがって、商品のご検討に際しましては、必ず「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」または「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。